

## 全国科学博物館協議会理事会運営規程

平成29年2月16日 制定

第1条 この規程は、全国科学博物館協議会会則（以下、「会則」という。）第7条第4項の規定に基づき、理事会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営の要領を定めることを目的とする。

第2条 理事会とは、全国科学博物館協議会（以下、「本会」という。）が行う通常理事会及び臨時理事会をいう。

第3条 理事会は、理事長、理事及び監事（以下、「役員」という。）をもって構成する。

2 理事会には、顧問を出席させることができる。

3 理事会には、必要に応じ、役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第4条 理事会は、会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議し、又は承認する。

第5条 通常理事会は、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

一 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき

二 理事長を除く役員のうち5分の1以上から理事会の目的を記載した書面により請求をしたとき

3 臨時理事会は、インターネット等の通信回線を使用しての審議、決議をもって代えることができる。

4 前項の運用については別途定める。

第6条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会則第6条4項に定める者が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、前条第2項第2号の規程による請求があったときは、その請求があった日から90日以内に理事会の招集を通知しなければならない。

第7条 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の10日前までに役員に通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、インターネット等の通信回線を使用した方法により通知することができる。

第8条 理事会は、議決権を有する役員と委任状提出者の合計が、議決権を有する役員総数の過半数により成立する。

第9条 役員は、やむを得ず理事会に出席できない場合、次の各号の一該当するとき出席したものとみなす。

- 一 所属する機関のうちから当該役員が書面をもって指名した者が出席したとき
- 二 委任状を提出して他の構成メンバーに表決を委任したとき

第10条 委任状は、役員の記名によるものとする。

2 委任状は、受任者の名前の記載なき場合及び期限までに提出がない場合は、理事長に委任したものとみなす。

第11条 事務局は、理事会の出席者の確認を行い、委任状の数をもとにした成立要件について理事長に報告しなければならない。

第12条 理事会の議事進行は、理事長が行う。

第13条 理事会の議事は、議決権を有する会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

#### 附 則

本規程は、平成29年4月1日より施行する。